

4感対第1633号

令和4年9月9日

各 局 長
愛 知 県 企 業 庁 長
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 (会) 事 務 局 長
愛 知 県 県 警 本 部 長

愛知県感染症対策局長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて
(通知)

このことについて、令和4年9月7日付け（令和4年9月8日最終改正）で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等については、下記のとおりとなりますので、関係機関等への周知をお願いします。

なお、本見直しについては、令和4年9月7日から適用されており、同日時点で患者である者についても適用されます。

また、各市町村長には別に通知しています。

記

1 療養期間等について

(1) 有症状患者

(a) (b) 以外の者

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b) 7日間経過時点で、現に入院している者又は高齢者施設に入所している者
発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に最短
で11日目から解除を可能とする。(従来から変更なし。)

(2) 無症状患者(無症状病原体保有者)

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。
(従来から変更なし。)

5日目の抗原定性検査キットによる検査(自己検査を含む。)で陰性を確認した
場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など
自身による健康状態の確認や、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人
と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接
する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提
に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

担 当 感染症対策課医療体制整備室
統計グループ

電子メール iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp